

令和8年度

## 東成区子ども・子育てプラザ 施設利用のしおり

### 1 利用にあたって

「東成区子ども・子育てプラザ（以下、「プラザ」という）」は、次代を担う子どもの健やかな育成を図り家族や地域の子育て活動を支援し、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学時の子どもたちが集い交流する機会を提供する場所です。プラザ主催事業等に支障の無い範囲で、グループ・団体の活動にご利用いただけます。

#### (1) 利用登録できるグループ等

利用にあたっては、登録が必要です。登録ができるグループ等は、利用人数が5名以上（小学生以上）のグループ・団体で、市内在住もしくは在勤者のグループ・団体です。代表者および申込・利用の手続きは18歳以上（高校生不可）の方に限ります。

※ 次に該当するグループ、団体は登録できません。また、登録後に下記に該当することが判明した場合は登録を取り消すことがあります。

- ・個人での利用（利用人数が5名に満たない場合は個人とみなします）
- ・物品斡旋・販売、営利目的のグループまたは団体
- ・構成員に暴力団関係者あるいは暴力団に密接に関係する者がいるグループまたは団体
- ・その他、本市が不適切と認めるグループまたは団体

#### (2) 利用登録の方法

登録にあたっては、登録申請書（様式1）および利用者名簿（様式1-2）を提出してください。登録申請は、午前9時30分～午後5時00分の間に受付します。利用したい日の属する月の前月15日（15日がプラザの休みの場合は翌開設日）までに申請してください。なお、登録の可否はプラザより代表者に電話等で通知します。

※ 登録手続きにあたり、取得した個人情報には、「大阪市個人情報保護条例」にもとづき、適切に管理いたします。また、施設利用にかかる手続きや連絡以外の目的には使用しません。

※ 「大阪市暴力団排除条例」に基づき暴力団関係者の有無を照会することがあります。

#### (3) 登録内容の変更

登録内容を変更する場合は、登録申請書（様式1）をプラザあて提出してください。変更申請も、午前9時30分～午後5時00分の間に受付します。

#### (4) 留意事項

- ・プラザ内での喫煙はご遠慮ください。
- ・ゴミは必ず各自で持ち帰ってください。
- ・車での来館はご遠慮ください。また、周辺での路上駐車は固くお断りします。

- ・駐輪は、プラザが指定する場所に整列駐輪してください。
- ・机・イス等の準備・後片付けは各自で使用時間内に行ってくださいますようお願いいたします。
- ・備品、建物を破損した場合は、実費弁償していただくことがあります。
- ・その他、使用に際してはプラザ職員の指示に従ってください。周辺地域や他の利用者に迷惑・被害が及ぶと思われる場合には、使用の中断や登録の抹消をさせていただく場合があります。
- ・お互い気持ちよく使用していただけるよう、皆様のご協力をお願いします。

## 2 利用できる諸室及び備品

### (1) 諸室

名称	主な用途	定員	附属設備等
和室	子育てサークル活動など	16	

### (2) 備品

名称	数量	使用可能場所	備考
CD デッキ	1	和室	

## 3 時間および使用負担金について

### (1) 各部屋の使用可能時間（斜線部分は利用できません。）

名称	曜日	午前 (10時～12時)	午後 (14時～16時)	夜間 (18時～20時45分)
和室	火・木曜日	/	/	/
	水・金・土曜日			/
	日曜日			/

- ※ 複数の時間帯をまたがって使用することができます（使用の上限については5。「利用回数について」を参照）。
- ※ 準備・片づけは利用時間内で行ってください。
- ※ プラザ主催事業ならびに要綱に定める本市事業等を優先させていただきますので、利用可能時間枠内でもご利用いただけない場合があります。
- ※ 台風等の気象状況や、その他施設管理上、安全が確保できないと判断した場合は、使用をお断りすることがあります。

### (2) 使用負担金について ※当日、プラザの事務所でお支払いのうえ、ご利用ください。

①「大阪市子育て活動支援事業実施場所の使用にかかる取扱要綱」第7条に該当するもの	②「大阪市子育て活動支援事業実施場所の使用にかかる取扱要綱」第7条に <u>該当しないもの</u>
--	---

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の保護者による、親子あるいは保護者同士の交流や情報交換、子育てに関する学習等を目的とした自主活動グループ・団体</li> <li>・子育て支援に関する活動を行うグループ・団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①の目的が、グループ・団体の活動にあてはまらない自主活動グループ</li> <li>・①の会員またはその一部が、子育てに関する活動（左記）以外の目的で利用する場合。</li> </ul>	
※使用負担金（諸室）	無料	軽運動室	左記以外
		1区分につき 3時間まで 600円	1区分につき 3時間まで 300円
備品	無料	無料	無料

#### 4 諸室および備品使用申し込みについて

##### (1) 申込予約受付日

	① のグループ	②のグループ
開始日	利用したい日の属する月の 2か月前の1日から受理	利用したい日の属する月の 1か月前の1日から受理
終了日	原則として利用したい日の7日前まで	

※ 開始日について、1日がプラザの休みの場合は、翌開設日とします。

※ 終了日について、「7日前」には、利用したい日を含みます。

(例：利用したい日が6月7日の場合、受付は6月1日まで)

##### (2) 申込予約方法

- ・受付時間はプラザ開設日の午前9時30分～午後5時00分です。
- ・電話または来館により予約してください(電話による予約が難しい場合は、ご相談ください)。

**・来館による受付を優先し、午前9時30分からとします。**

※午前9時30分の時点で集まった方により、くじ引きで受付順を決めます。

※開設時間前にプラザ前で待機されますと、周辺地域・施設のご迷惑となりますので、開設する9時以降にお越しくださいますようお願いいたします。

- ・電話による受付は午前9時40分からとし、以降先着順で受付します。

#### 5 利用回数について

利用回数は、全市で1か月につき4回までとします(1室1区分につき、1回と数えます)。他区でも登録のある団体については、他区利用分と合わせて1か月に4回までとなります。なお、特別の事由がある場合はその限りではありません。

## 6 申込手続きの方法

1か月単位で使用申込書（様式2）に必要事項を記入のうえ、予約した日の翌日から7日以内にプラザ事務所に提出してください。連絡なく7日以内に使用申込書の提出がない場合はキャンセルされたものとみなし、他のグループの予約を受付します。

また、提出いただいた使用申込書の写しをお渡ししますので、使用する当日は、プラザ事務所でそちらを提示のうえ、使用負担金をお支払いください。

申込手続きは、プラザ開設日の午前9時30分～午後5時00分までとします。

※ 次に該当する活動を目的とした使用はできません。

- ・個人による利用
- ・物品斡旋・販売、営利目的の活動（バザー・フリーマーケット等含む）
- ・個人から指導料やサービス料を徴収して行う活動
- ・暴力団の利益となる活動
- ・その他、本市が不適切と認める活動

## 7 使用申込内容の変更およびキャンセルについて

申込内容の一部（当日責任者等）を変更する場合は、変更があり次第すみやかにプラザに電話連絡してください。日程や部屋を変更される場合にはキャンセル扱いとし、あらためて予約のうえ、使用申込書（様式2）を7日以内にご提出ください。また、キャンセルの場合は、必ず使用日の前日午後5時までにプラザにご連絡ください。無断キャンセルや当日キャンセルを繰り返された場合は、登録を抹消することがあります。

なお、使用許可後、施設の工事等やむを得ない事情が発生した場合は、使用できなくなる場合があります。

### 【問い合わせ先】

### 東成区子ども・子育てプラザ

休館日：月曜日（ただし7月21日から8月31日までの間の月曜日は開所）

国民の祝日（ただし5月5日は開所）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

開設時間：火曜日～日曜日：午前9時～午後5時30分

電話 06-6976-0300

FAX 06-6976-0300

★この「施設利用のしおり」にかかる取扱については令和8年度中（令和9年3月31日まで）の使用に限ることとします。